

## 全史料協公文書館法問題小委員会「中間報告」について

内 田 勝 利

全史料協編集部から、公文書館法問題小委員会作成の「中間報告」について意見を求められた。この中間報告は、本年3月31日に作成されたものである。はじめ、公文書館法の「各条項についての全史料協としての考え方」について意見を述べさせていただこうと考えていた。なぜなら、法解釈をきっちりと理解しておくことは、今後の文書館行政を推進していくうえで最も基本となり重要だからである。

ところが、2ヵ月後の6月1日付で内閣官房副長官から各都道府県知事あてに公文書館法の施行についての通達が出され、それには「公文書館法の解釈の要旨」が添えられていた。中間報告と国との法解釈には相違がみられる。国の

法解釈が公表された以上、中間報告の解釈にこれから意見や検討を加えていくのは、手遅れの感がする。

昨年10月1・2日の全史料協北海道大会で、法文小委員会が作成した「文書館法案」が提出された。同時に「公文書館法案」についても討議された。結果は2ヵ月後の12月10日に「公文書館法」が制定されたが、「文書館法案」はどうなったか明らかにされていない。今回の法解釈のケースも、相通ずる経過をたどっているように思う。

既設の文書館・公文書館はもちろん、未設置の地方公共団体当局は、国の法解釈に批判的であるとしても、その解釈に沿った行政を進めて

いくのではなからうか。そうならば、文書館行政に携わる者は今から国の解釈の方をどう受けとめ、どう対処していくか、真剣に考えていく必要がある。

そもそも公文書館法は、文書館・公文書館の既設・未設を問わず、あるいは地域性や組織の規模を問わず、画一的に地方公共団体に適用させようとするところに問題がある。国や都道府県、政令都市などの大都市と中小の市町村とでは、文書館を設置する場合、館の性格や保存史料の種類などは異なるはずである。

一般的にいて、前者は公文書中心の公文書館で成り立つであろうが、後者は古文書史料や地域の特色ある史料の収集は欠かせない。史料の収集保存に携ってきた一人として、その経験から、文書館・公文書館は地域の実情に応じた、また特色を生かした施設にするべきであると考ええる。

公文書館法は、史料の保存対象から古文書史料を軽視しているきらいがある。地域の文書館を考慮に入れることなく、「公文書館」一本化をすすめるところに無理が生じている。

公文書館法を考えるうえで肝心なのは、この法律を執行するのは誰かということ。政治家でも学者でも史料利用者でもない。国や地方公共団体の文書館行政担当者であることを忘れてはならない。文書館行政を円滑にすすめていくには法なり法解釈に具体性が備わっていなければ

ならないし、文書館行政担当者の足を引っ張るようなことがあってはならないと思う。

例えば、国の解釈では、第3条は公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を負わしているが、その責務は国や地方公共団体の裁量に任せられたかたちになっている。このような抽象的な表現で、地方公共団体は適切な措置を講ずる責務を果たすことができるだろうか。

また、第5条の公文書館設置についても、公文書館を必ず設置しなければならないことを定めている規定ではないと、わざわざ断る必要があるだろうか。現状では公文書館の設置に関し強制はむずかしいとしても、このような表現は、今後施設の充実を計画しようとしている文書館や未設置の地方公共団体に少なからぬ影響を及ぼすものと思われる。

アーキビストの養成問題にしても、公文書館法の二の舞を演じないよう慎重に対処していく必要がある。

歴史資料として重要な価値を有する公文書を法律によって廃棄から守る点で、公文書館法制定の意義は大きい。しかし、文書館行政をすすめていく側からすれば拙速ではなかったかと思う。公文書館法はすでにスタートしている。中味の濃い法律に改正する運動をくりひろげていく必要はあるが、そう簡単に改正できるとは限らない。全史料協の今後の活動に期待したい。

(尼崎市立地域研究史料館)